2021.2.8院内学習会資料
原田富弘(共通番号いらないネット)

# デジタル庁下のマイナンバー制度

・マイナンバー制度とは何か、なぜ作られたか

・マイナンバー制度の仕組み
　利用できる事務
　情報連携の仕組み
　マイナンバーカードとは
　マイナポータルとは
　個人情報保護の仕組み

・「普及・利活用拡大」から「抜本的改善・再構築」へ

・デジタル庁でどのように再構築しようとしているか
　J-LISの国機関化、行政システムの標準化・クラウド化
　資産(預貯金、不動産)や国家資格のマイナンバー管理
　情報提供ネットワークシステムの利用徹底・拡大と抜本的見直し
　個人情報保護のためのマイナポータルを、官民の情報提供に利用
　あらゆる行政手続をスマホから(オンライン申請、電子証明書のスマホ搭載)

# マイナンバー制度の仕組み

**個人・法人番号通知**
**2015年10月**

◎個人に
①悉皆性（住民票を有する全員に付番）
②唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）
③「民−民−官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）
④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たなマイナンバーを付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

## ①付番

## ②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

**情報提供ネットワークシステム**
**2017年7月試行－11月本格運用**

## ③本人確認

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み。

◎個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組み。

- ＩＣカードの券面とＩＣチップにマイナンバーと基本４情報及び顔写真を記載したマイナンバーカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

**個人番号(マイナンバー)カード**
**2016年1月交付開始**

# マイナンバー制度とは何か

## 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

**社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入**

**効果**

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ＩＴを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

**実現すべき社会**

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

1

【マイナンバー概要資料（内閣官房社会保障改革担当室・内閣府番号制度担当室　2015年1月版）】

# 個人情報を分野を超えて生涯を通じてひも付ける社会基盤

●作られた理由（「社会保障・税番号大綱」(2010年6月)3～4頁）

「・・・これらの事態は、我が国において、複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が**同一人の情報であるということの確認を行うための基盤**が存在しないことが大きな要因となっている。

年金のように国民一人ひとりの情報が**生涯を通じて「タテ」につながる**必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が**分野を超えて「ヨコ」につながる**必要性が、この基盤なしには充足し難いのである。」

## ●マイナンバー制度の目的（番号法第１条）

行政機関、地方公共団体その他の**行政事務**を処理する者が、
個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を**識別する機能を活用**し、
並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された**情報システムを運用**して、

⇩

**効率的な情報の管理**及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における**迅速な情報の授受**を行うことができるようにするとともに、これにより、

- **行政運営の効率化**及び
- 行政分野におけるより**公正な給付と負担の確保**を図り、かつ、（※国会審議で追加修正）
- これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の**利便性の向上**を得られるようにするために必要な事項を定める

*※社会保障・税のために使うという目的の限定はない。どんな行政事務にも利用可能。*
*※「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」の実現は書かれていない。*

# マイナンバーの利用事務＝番号法第9条

1）個人番号利用事務・・・行政機関等、別表第一の事務
2）個人番号利用事務・・・別表第一に類する自治体の条例による利用

| 個人番号の利用分野 | | |
|---|---|---|
| 社会保障分野 | 年金分野 | 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 |
| | 労働分野 | 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用<br>ハローワーク等の事務等に利用 |
| | 福祉・医療・その他分野 | 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用<br>福祉分野の給付を受ける際に利用<br>生活保護の実施等に利用<br>低所得者対策の事務等に利用 |
| 税分野 | | 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載<br>当局の内部事務等に利用 |
| 災害対策分野 | | 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用<br>被災者台帳の作成に関する事務に利用 |

- **上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。**

3）個人番号関係事務・・・税・社会保険事務で別表第一の事務のために必要な限度で利用

4）激甚災害時の金銭の支払い

5）公益利用
第19条第12号から第16号までに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる
第19条第14号・・・刑事事件捜査、租税犯則事件調査等、その他政令で定める公益上の必要があるとき
第19条第16号・・・これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき

# パブコメの結果、利用範囲は当面Ｂ－１案で

## 選択肢 Ⅰ　－利用範囲をどうするか－

【社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会中間取りまとめ　2010年6月29日　2頁】

| 利用範囲 | | 具体的な内容 |
|---|---|---|
| A案（ドイツ型）<br>税務分野のみで利用 | | ○ より正確な所得把握と税徴収が可能となる<br>○ 「給付付き税額控除」の導入が可能となる |
| B案（アメリカ型）<br>税務分野＋社会保障分野で利用 | B-1案<br>社会保障の現金給付に利用 | ○ 「所得比例年金（所得に応じた年金給付）」の導入が可能となる<br>○ 「高額医療・高額介護合算制度（※）」の改善が可能となる<br>※医療・介護の自己負担の合算額が上限額を超えた場合に還付される制度の申請手続きの簡素化・迅速化、対象の拡大などの制度改善が可能となる。<br>○ 医療保険などの申請手続きの簡便化、給付に要する期間の短縮が可能となる<br>○ 社会保障の不正受給の防止が強化される |
| | B-2案<br>社会保障情報サービスに利用 | ○ 年金手帳・医療保険証・介護保険証等を一枚にすることが可能となる<br>○ 「医療・介護情報サービス（希望者に、自らの健診情報やサービス利用、費用支払情報を提供するサービス）」の利用が可能となる<br>○ 医療の向上（希望者について、過去の投薬内容等を複数の病院間で参照し、より適切な治療を受けることなど）が可能となる<br>○ 医療・医学研究のベースとなる正確な統計・データの整備が容易になる |
| C案（スウェーデン型）<br>幅広い行政分野で利用 | | ○ 役所での各種手続きの簡素化・迅速化・正確性の向上が可能となる<br>・引越しなどの際の申請・届出の手続きを一か所で行う<br>・各種手続きにおいて、住民票の写しなどの証明書の取得を省略する<br>○ 行政からのお知らせが、パソコンや携帯電話などでどこででも確認できるようになる |

（注）地方公共団体については、各地方公共団体の処理している事務の現状を踏まえて検討し、国・地方公共団体が連携・協力して推進。

# 情報提供ネットワークシステムの仕組み

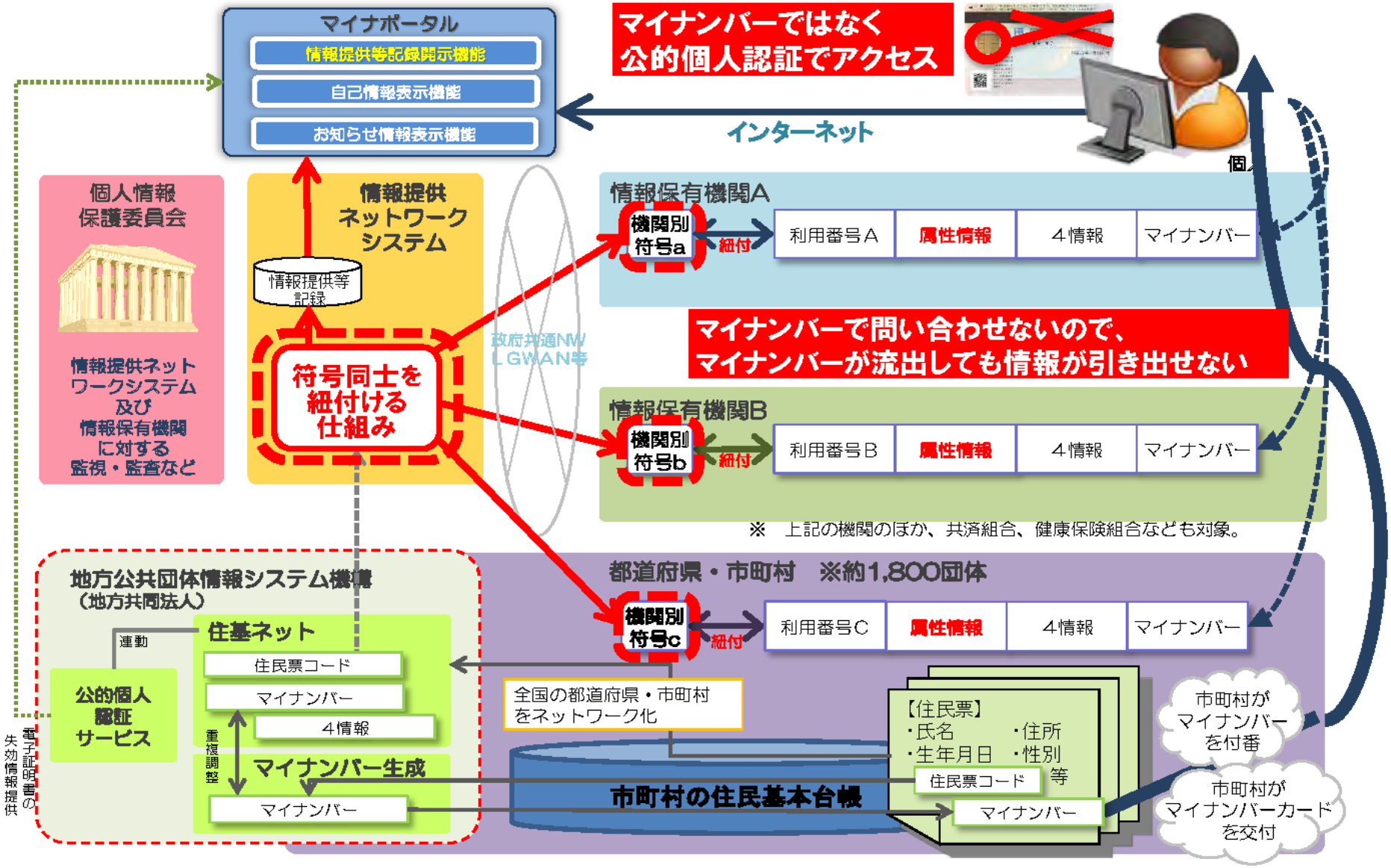


【マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料2020年5月版より】

# 情報提供ネットワークシステムにより共有される主な情報と利用

番号法又は地方公共団体の条例若しくは特定人情報保護委員会規則に基づき、
情報提供ネットワークシステムを利用できる①情報照会者、②利用事務、③情報提供者、④共有する特定個人情報を限定列挙。

**別表第二（第19条関係）**

## 地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

**⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。**
**⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！**

○国民年金法による保険料の徴収に関する事務
○児童手当法による児童手当の支給に関する事務　等

【事例】国民年金保険料の免除申請

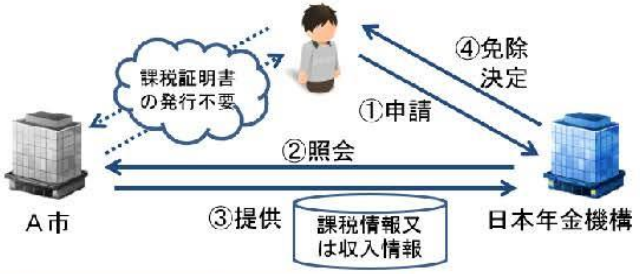


## 住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

**⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。**
**⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！**

○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
○健康保険法による保険給付の支給に関する事務　等

【事例】児童扶養手当の申請

## 他の社会保障給付に関する情報

**⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。**
**⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！**

○健康保険法による保険給付の支給に関する事務
○労災保険法による保険給付の支給に関する事務　等

【事例】傷病手当金の申請

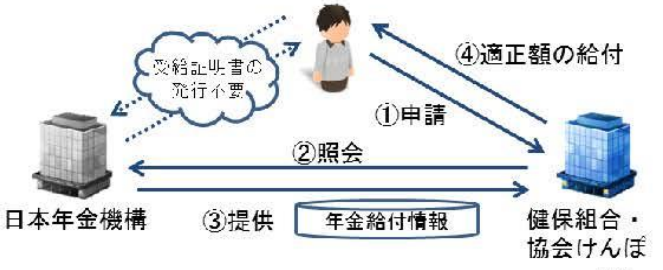


**上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報（種類と支給額）、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合がある。**



【マイナンバー制度における情報連携について（ 2016年5月総務省個人番号企画室】10頁

# マイナンバーカードについて

## マイナンバーカードの裏面

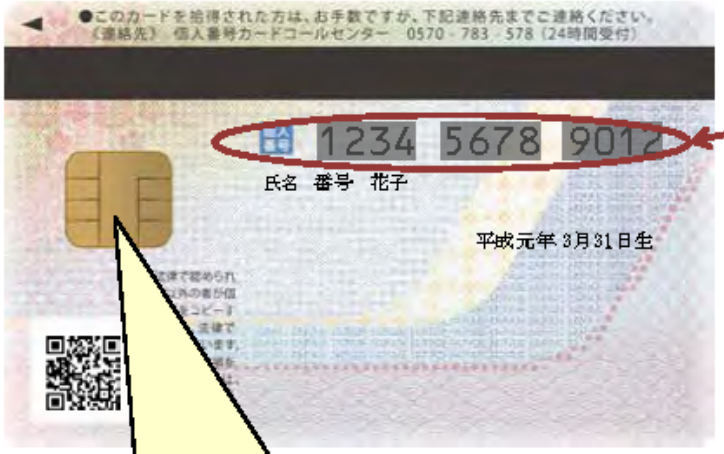


**ICチップ内のAP構成**

- **電子証明書**（署名用、利用者証明用）
- **空き領域**
- その他（券面情報等）

## ①マイナンバー

・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能

・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

**法令で利用できる主体が限定**

## ②電子証明書（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）

・行政機関等（e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等）のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

## ③空き領域

・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
　例：印鑑登録証、国家公務員身分証

・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

**民間も含めて幅広く利用が可能**



【マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料2020年5月版より】

# マイナンバーカードのアプリの概要

**マイナンバーカードの表面**

**マイナンバーカードの裏面**

**マイナンバーカードのAP構成**

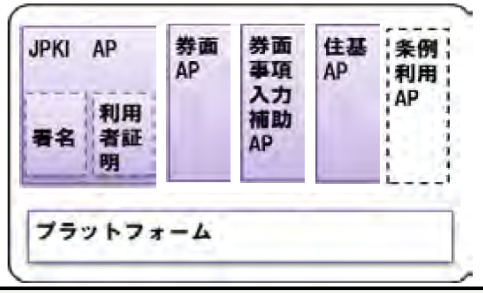


| AP | 用途・機能 | アクセスコントロール |
|---|---|---|
| JPKI-AP（公的個人認証AP） | ・署名用電子証明書は電子申請に利用 | 暗証番号（6～16桁の英数字） |
| | ・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用 | 暗証番号（4桁の数字） |
| 券面AP | ・対面における券面記載情報の改ざん検知<br>・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用<br><br>※記録する情報は、<br>表面情報：4情報＋顔写真の画像<br>裏面情報：マイナンバーの画像 | ○マイナンバーを利用できる者<br>マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認<br><br>○マイナンバーを利用できない者<br>生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認 |
| 券面事項入力補助AP | ・マイナンバーや4情報を確認（対面・非対面）し、テキストデータとして利用することが可能<br>※記録・利用する情報は、<br>①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ<br>②マイナンバー 及びその電子署名データ<br>③4情報 及びその電子署名データ<br>注）①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。 | ①については、暗証番号（4桁の数字）<br>②については、マイナンバー12桁<br>※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。<br>③については、生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁 |
| 住基AP | ・住民票コードを記録<br>・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 | 暗証番号（4桁の数字） |

※「暗証番号（4桁の数字）」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。



【マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料2020年5月版より】

# マイナポータル（情報提供記録等開示システム）

## マイナポータルの主要機能

- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金などの公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のWEBサービスです。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

| | |
|---|---|
| 情報提供等記録表示（やりとり履歴） | 自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することが可能（番号法附則第6条第3項） |
| 自己情報表示（あなたの情報） | 行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる（番号法附則第6条第4項第1号） |
| お知らせ | 行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを通知するコミュニケーションツール（番号法附則第6条第4項第2号） |
| 民間送達サービス | 行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取る仕組みで、民間の送達サービスを活用して構築することを予定 |
| ワンストップサービス | 児童手当、保育園等入園などオンライン申請化・ワンストップ化を皮切りに、官民横断的に同時に複数の手続などを申請可能となるサービスを構築することを予定 |
| 公金決済ワンストップサービス | マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済を可能とするサービスで、民間の決済代行サービス等を活用して構築することを予定 |

平成29年より順次サービス開始予定

【マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料2016年8月版より】

# マイナンバー制度における安心・安全の確保

## 番号制度に対する国民の懸念

| 個人情報が漏えいするのではないか？個人情報が悪用されるのではないか？ | 個人番号によって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？ | 国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？ | 番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？ |
|---|---|---|---|
| 進歩する情報社会への対応 | 諸外国の問題点を踏まえた制度 | 広報による番号制度の正しい理解 | 最高裁合憲判決を踏まえた制度設計 |

## 制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（番号法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（番号法第16条）
- 番号法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（番号法第20条、第29条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（番号法第27条、第28条）
- 個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第33条～第35条）
- 個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（番号法第37条）
- 罰則の強化（番号法第48条～第57条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイナポータルで確認（番号法附則第6条第3項）等

## システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（番号法第2条第14項）
- アクセス制御により、番号法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（番号法第24条）　等

## 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決の趣旨（最判平成20年3月6日）

①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること

②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと

③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること

④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと

⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること

⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること



法制審議会戸籍法部会第1回（平成29年10月20日開催）参考資料3　マイナンバー制度について9頁
内閣官房番号制度推進室内閣府大臣官房番号制度担当室　http://www.moj.go.jp/content/001238560.pdf

# 番号法の検討・成立・施行の経過

| | |
|---|---|
| 2010(H22)年2月 | 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会→「中間とりまとめ」 |
| 2010(H22)年11月 | 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会<br>個人情報保護WG＋情報連携基盤技術WG |
| 2011(H23)年6月30日 | 政府・与党社会保障改革検討本部**「社会保障・税番号大綱」**を決定 |
| 2012(H24)年2月14日 | **番号関連3法案（旧法案）第180回通常国会提出** |
| 2012(H24)年11月16日 | 衆議院解散で、番号関連3法案は廃案 |
| 2013(H25)年3月1日 | 自公民により修正し関連4法案（新法案）第183回通常国会に提出<br>（番号法、番号整備法、地方公共団体情報システム機構法、政府CIO法） |
| 2013(H25)年5月9日 | 衆議院関連4法案を一部修正のうえ可決 |
| 2013(H25)年5月24日 | 参議院本会議**番号関連4法案（新法案）可決、成立（5月31日公布）** |
| 2014(H26)年1月1日 | 特定個人情報保護委員会設置 |
| 2015(H27)年3月10日 | **個人情報保護法改正・番号利用拡大法国会提出（9/3成立－9/9施行）** |
| 2015(H27)年10月5日 | 番号法本則施行、個人番号・法人番号の付番・通知 |
| 2016(H28)年1月1日 | 運用開始・個人番号カード交付開始、個人情報保護委員会に改組 |
| 2017(H29)年7月18日 | 情報提供ネットワークシステム・マイナポータル試行開始 |
| 2017(H29)年11月13日 | 情報提供ネットワークシステム・マイナポータル本格運用開始 |
| 2018(H30)年1月 | 預貯金口座への付番（任意）開始 |
| 2019年5月 | 番号利用拡大の法改正（健康保険法等、戸籍法、デジタル手続き法等） |
| 2019年6月4日 | **「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」** |
| 2020年5月25日 | 通知カード廃止（変更なければ番号確認に利用可）⇒「個人番号通知書」 |
| 2020年12月11日 | **「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」** |

# 行き詰まっていたマイナンバー制度

●マイナンバーカードの交付

昨年暮れに初年度の交付目標だった3千万枚を4年以上遅れて超えたが、交付率25%

●マイナンバーカードを使った証明書のコンビニ交付

制度開始10年たっても利用する市町村は半分以下（2021年2月8日現在　807市区町村）

●マイナポータルを使った子育て事務の電子申請（子育てワンストップ、ぴったりサービス）

3年たっても利用する市町村は半分

●情報提供ネットワークシステムの利用

年金機構の利用開始のよる大量の照会の発生で利用件数は増えているが、

単発で処理する事務ではあまり利用されていない（「報告」で利用の徹底を求めている）

●マイナンバーの提供・記入

確定申告でも未記入が毎年2割弱。預貯金口座への提供は1%以下。

証券口座への提供も3年間の猶予期間をとっても4割程度しかなく猶予が3年延長

●内閣府の世論調査（2018年11月）

マイナンバーカードを取得していないし、今後も取得する予定はない・・・・・・53.0%

マイナポータルを特に利用してみたいとは思わない・・・・・・・・62.2%

マイナンバー制度に特に期待することはない・・・・・・・・・・・・39.8%

# マイナンバー制度の普及・利活用方針(2019.6.4)

## マイナンバーカードの普及促進等のポイント

デジタル・ガバメント閣僚会議（令和元年6月4日）決定

■ 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。

■ 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

### 1．自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として**令和２年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用**。
- マイキープラットフォームの改修や**制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等**を着実に進める。

### 2．マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを**令和3年3月から本格運用**。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、**令和４年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し**、具体的な工程表を８月を目途に公表。医療機関等の**読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施**。
- 令和４年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、**保険者毎の被保険者のカード取得促進策**を本年８月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による**本年度中のマイナンバーカードの取得を推進**。

### 3．マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和４年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を８月を目途に公表。市町村ごとの**マイナンバーカード交付円滑化計画**の策定の推進と**定期的なフォローアップ**を行うとともに**必要な支援を実施**。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

# ３年間でほとんどの住民にカードを持たせる!?

## 全体スケジュール

デジタル・ガバメント閣僚会議
（令和元年9月3日）決定

（マイナンバーカード交付枚数（想定））

| | | |
|---|---|---|
| 2020年７月末 | 3000～4000万枚 | マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて |
| 2021年３月末 | 6000～7000万枚 | 健康保険証利用の運用開始時 |
| 2022年３月末 | 9000～10000万枚 | 医療機関等のシステム改修概成見込み時 |
| 2023年３月末 | ほとんどの住民がカードを保有 | |

（マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備）

| | |
|---|---|
| 2019年10月 | 「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続 |
| 2020年８月 | 詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始 |
| 2021年３月末 | 健康保険証利用の本格運用<br>医療機関等の６割程度での導入を目指す |
| 2021年10月 | マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始 |
| 2022年３月末 | 2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時<br>医療機関等の９割程度での導入を目指す |
| 2023年３月末 | 概ね全ての医療機関等での導入を目指す |

# マイナンバーカードの保険証利用

## マイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）概要

○ 健康保険法等の一部改正（令和元年法律第９号）

・被保険者番号を個人単位にするとともに、医療機関等で療養の給付を受ける際、被保険者がマイナンバーカードにより資格確認することを原則とすることが、健康保険法改正（2019年５月成立）で規定された。2021年３月に導入予定。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年６月21日閣議決定）

・「マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年３月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。」

厚生労働省資料を基に改変

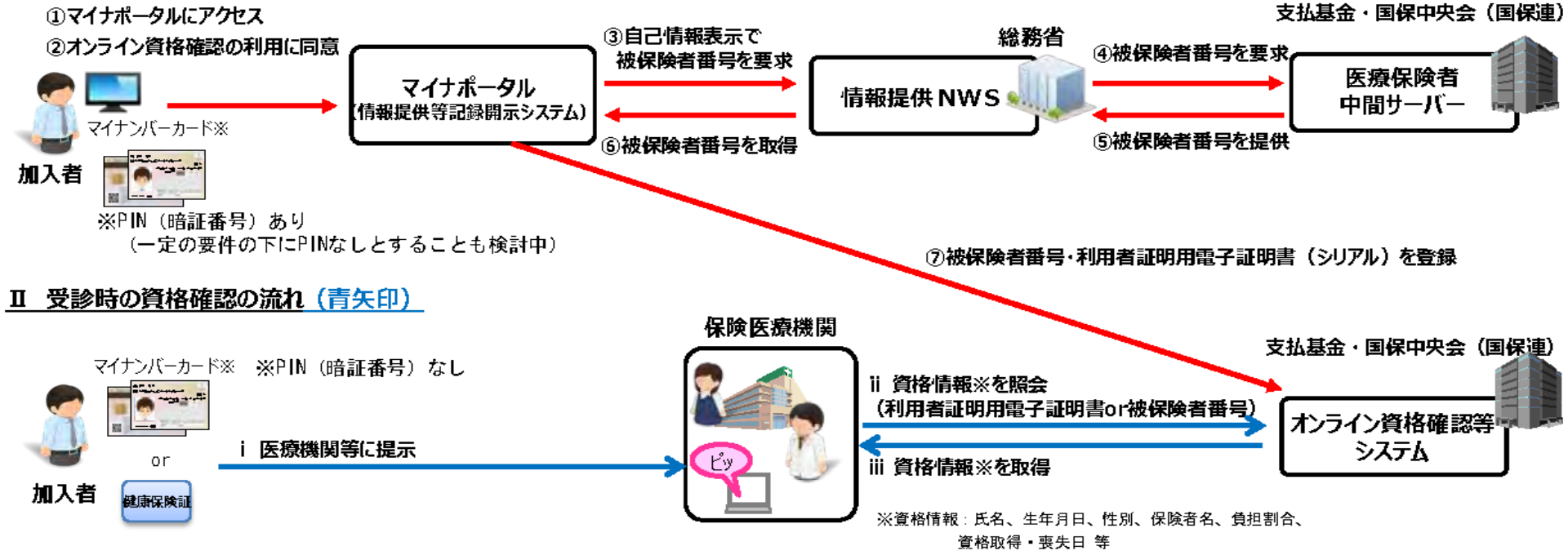


【マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料2020年5月版より】

# マイナポイントの目的は官民共用キャッシュレス決済基盤構築

マイナポイントの目的
（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議資料2）
〇令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。
〇マイナポイントによって、**官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築**を目指す。

（骨太の方針2019　令和元年6月21日閣議決定　）
「あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など**各種の現金給付をポイントで行う**ことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、**不正受給の防止、事務コストの削減**など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。」

マイナポイント活用官民連携タスクフォース
第3回（令和元年12月24日）　資料1　⇒

総務省　来年度実証実験
21年度予算で概算要求22億3千万円
今年度内に参加自治体を募り、まず10自治体の参加を目指す（9/28日経）
※マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と総務省のマイキーIDをひも付ける「マイキープラットフォーム」がベース

マイナポイント予算　4000万人分
申込は約970万人(11月27日総務大臣記者会見)
利用期間　2020年9月～2021年3月
↓
期限を2021年9月に延長し、2021年3月末までにマイナンバーカードを申請していれば利用可能に
（菅首相12月4日記者会見）

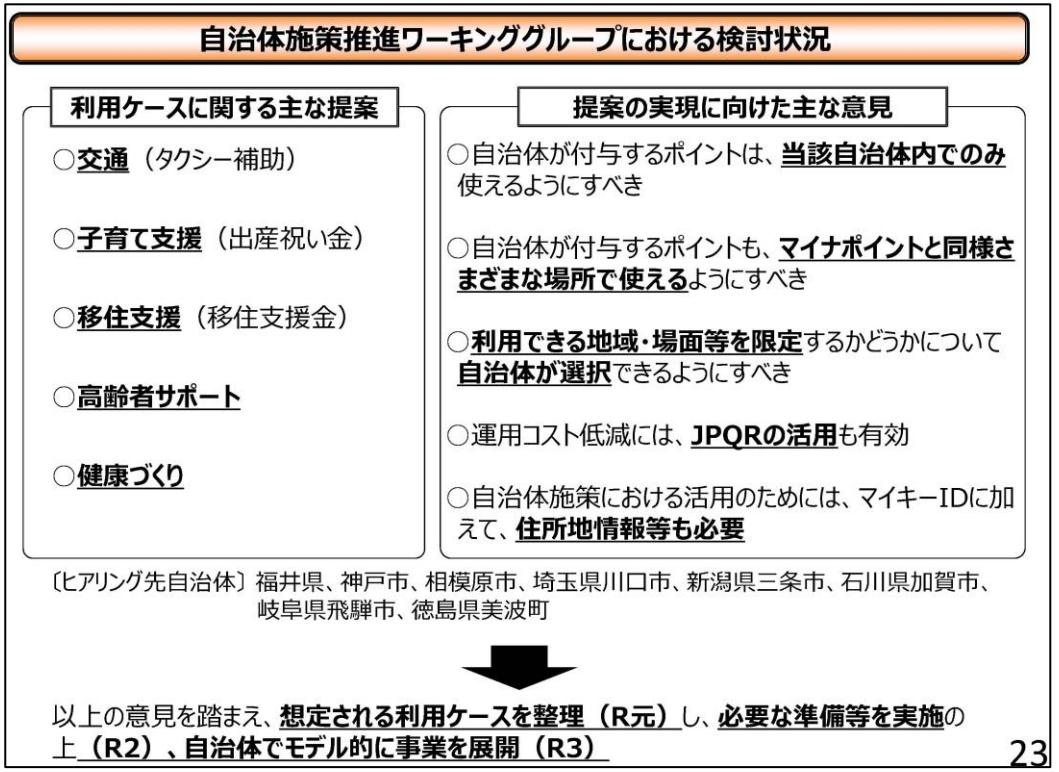

# 普及・利活用策も広がらず

●マイナポイント

昨年7月に受付開始したものの4千万人分の予算に対し12月になっても申請1千万人
利用期限を今年3月から9月に延長

●マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）

今年3月から利用開始にも関わらず医療機関でカードリーダーを申請したのは26%
健康保険証として利用する申請をした人は6%

顔認証付きカードリーダー申込数(一括申請・紙申請を含む)

| セグメント | 申込施設数 | | | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 病院 | 2,994 | ／ | 8,282 施設 | 36.2% |
| 医科診療所 | 17,419 | ／ | 89,162 施設 | 19.5% |
| 歯科診療所 | 15,434 | ／ | 70,954 施設 | 21.8% |
| 薬局 | 25,395 | ／ | 59,923 施設 | 42.4% |
| 合計 | 61,242 | ／ | 228,321 施設 | 26.8% |

厚生労働省サイト
2021年1月31日現在

●マイナンバーカードの普及

昨年3月までに公務員に申請させる計画が、国家公務員が約58%、一般職地方公務員が約35%

２．国家公務員・地方公務員等のマイナンバーカードの申請・取得状況（令和２年３月末時点）

| | | 申請・取得率 | 今後の取組み |
|---|---|---|---|
| 国家公務員 | | ５８．２％<br>（うち本府省 ８８．６％） | ●令和3年3月からの共済組合員証の初回登録の一斉推進<br>●マイナンバーカードの入館カード化（外務省）<br>●マイナンバーカードの自衛官診療証化（防衛省）<br>●地方公共団体による出張申請の推進<br>●マイナポイント事業開始や健康保険証利用開始などの利用拡大の機会を捉えて、感染症対応事務に配慮しつつ、地方公共団体に協力を要請<br>●コロナ禍で非接触の行政サービスツールとしての重要性の一層の高まりを周知<br>●申請・取得率が高い地方公共団体等の取組事例を全国に周知 |
| 地方公務員等 | 一般行政部門※ | ３４．８％ | |
| | 警察職員等 | ７０．８％ | |
| | 公立学校等※ | ２１．４％ | |

※ 新型コロナウイルス対応等により回答が遅れている団体があるため、暫定的な調査結果を記載。
地方公務員等（一般行政部門）：3,484団体中3,444団体が回答済み。地方公務員等（公立学校等）：164団体中111団体が回答済み。

デジタルガバメント
閣僚会議
2020年6月5日
第７回資料1より

# 2020年6月「抜本改善WG」設置＝普及・拡大から再構築へ

## マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ

### 概　要

○ 6月23日、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に、官房長官の指示により設置。

○ 「今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、緊急時の迅速・確実な給付の実現など、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図る」ことを目的とする。

○ 6月30日、第2回会議において、「課題の整理」を取りまとめ、9月25日、第3回会議において討議を実施したところ。

○ 年末までに新たな工程表を策定するとともに、できる限り前倒しで取り組むこととし、速やかな実現を図ることとされている。

### 検討課題

1　マイナンバーカードの利便性の抜本的向上

2　マイナンバーカードの取得促進

3　マイナンバー制度の利活用範囲の拡大

4　国と地方を通じたデジタル基盤の構築（情報システムの統一・標準化、クラウド活用の促進等）

5　マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

【WG有識者構成員】
安宅和人　慶應義塾大学環境情報学部教授／ヤフー株式会社CSO
太田直樹　株式会社New Stories代表取締役
楠正憲　Japan Digital Design株式会社CTO
齋藤洋平　フューチャー株式会社取締役CTO
庄司昌彦　武蔵大学社会学部教授
森信茂樹　東京財団政策研究所研究主幹

【「マイナンバー制度とデジタル化のこれから」（2020年12月10日内閣官房番号制度推進室笹野健内閣参事官資料）に追記】

# なぜ「普及・利用拡大」ではなく「抜本的な改善」か

マイナンバー制度が使えない制度であることを認め抜本的改善を目指す

「骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針)2020」(2020年7月17日閣議決定)

※国はマイナンバー制度の違憲差止訴訟では、番号制度により行政運営の効率化や公正な給付と負担の確保や国民の利便性の向上に資することは明らかだ、と主張してきたが・・・・・・

「今回の感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が**安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかった**ことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的にデータも十分に活用できないなど、様々な課題が明らかになった」(15頁)

「デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度について、行政手続をオンラインで完結させることを大原則として、**国民にとって使い勝手の良いものに作り変えるため、抜本的な対策を講ずる**」(16頁)

*市民のマイナンバー拒否と、制度設計の誤りが、政府を「背水の陣」に追い込でいた*

◆2019年2月15日第3回デジタル・ガバメント閣僚会議で菅官房長官が、 ⇒
マイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策の検討を指示

◆2019年6月4日第4回デジタル・ガバメント閣僚会議
「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」

- 自治体ポイントの活用(マイナポイントへ)
- マイナンバーカードの健康保険証利用
- 令和4年度中にほとんどの住民のカード保有に向け、市区町村に「交付円滑化計画」策
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大
- 「マイナンバーは安全」の積極的な広報展開

2019年(平成31年)2月16日(土曜日) 日経 13版 4

マイナンバー、保険証活用へ

普及遅れで「背水の陣」

菅氏「今年1年が勝負に」

政府が進めるマイナンバーカードの普及策

| |
|---|
| 2021年3月から健康保険証として利用可能に |
| カードを使った買い物に国からポイントを付与 |
| カードでの個人認証をスマホでも全面的に可能に |
| 自治体でカードを取得する際の手続きを簡素化 |
| 金融サービスなど民間にも利用を推奨 |
| カードを使い印鑑登録証明書などをコンビニで受け取れる自治体を拡大 |

日経2019.2.16

# 強力な司令塔機能＝デジタル庁の設置とシステムの抜本的見直し

## 総理大臣を長に、マイナンバー関連システムの集中。予算の一括計上

＊個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
＊マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用
＊情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
＊本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
＊商業登記電子証明、電子署名、公的個人認証、電子委任状
＊データ標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の総合的・基本的な政策の企画立案等
＊国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
＊国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上

・（仮称）Gov-Cloud」の整備
・（仮称）自治体等共通SaaS基盤

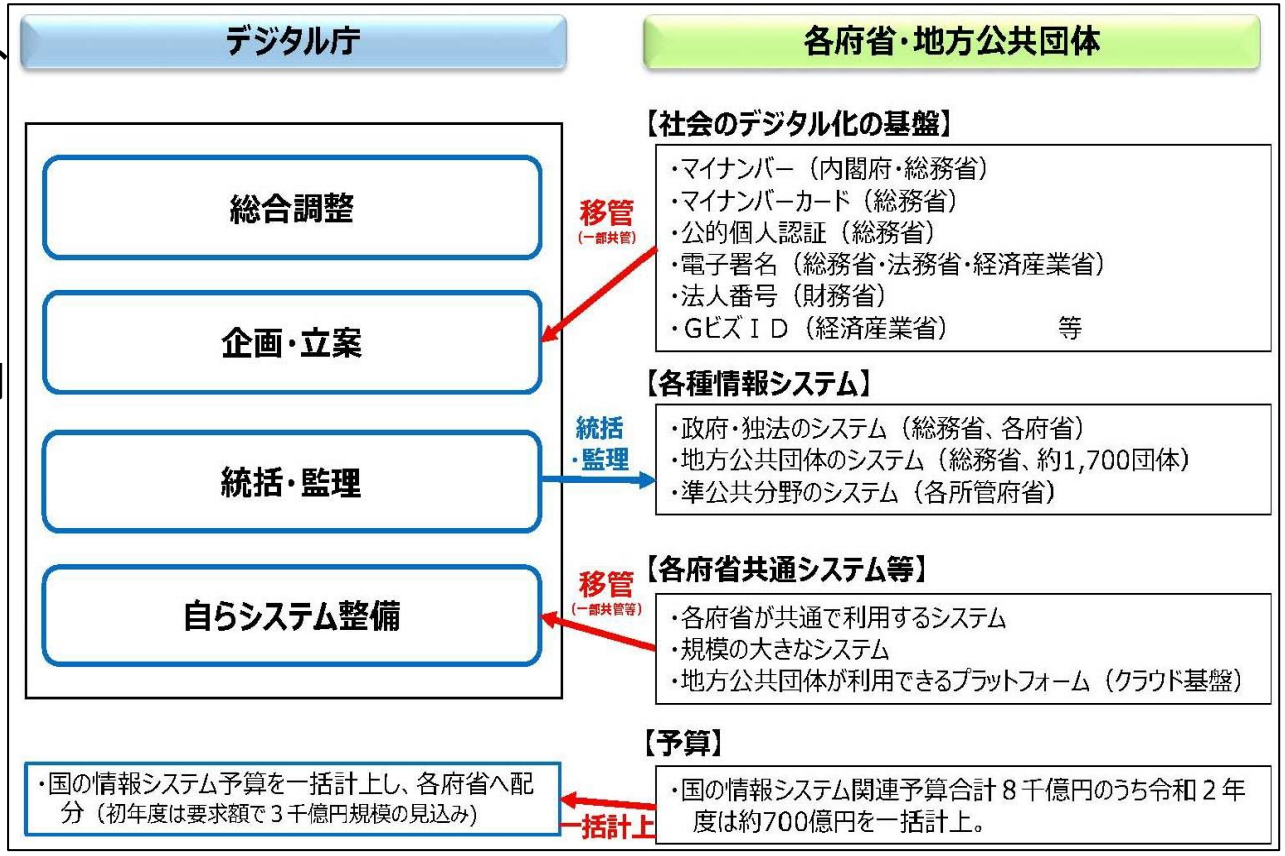

# J-LISの事実上の国機関化

## ●地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とは

・2014年４月地方共同法人として設立
・地方自治体の代表者会議により運営
・住民情報を集中管理
住基ネットの全国センター、住民票コードからマイナンバー生成、
マイナンバーカード発行管理、公的個人認証サービスセンター、
自治体中間サーバー・プラットフォーム設置（全住民情報を管理）
証明書コンビニ交付のセンター 、総合行政ネットワーク（LGWAN）

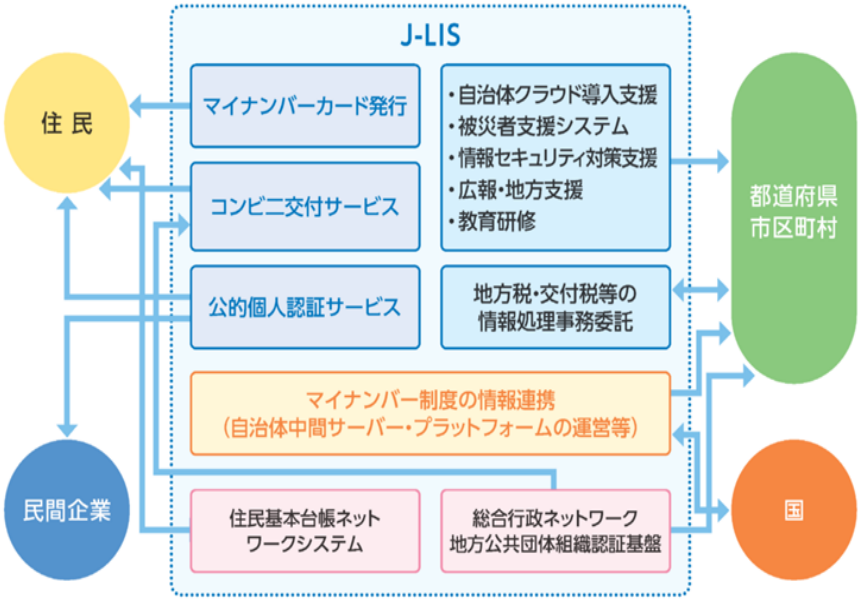


## ●J-LISへの国の関与の強化

マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化として
・国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換
・デジタル庁と総務省で共管。
・代表者会議に国の選定する者を加える
・マイナンバーカード発行や公的個人認証サービス事業に、デジタル大臣・総務大臣による目標設定・計画認可
・目標等実施に国が改善措置命令、違反の場合は理事長解任など法律上国の責任及び関与を明確化
・J-LIS のシステムは、マイナンバー関係事務、LGWAN、住基ネットも含め抜本的な見直し

## ●地方共同法人であることは、国民総背番号制ではない一つの論拠だった

「住民基本台帳ネットワークシステムが**地方公共団体共同の分散分権的システムでありまして、国が管理するシステムではなく**、また、保有される本人確認情報は氏名、住所、性別、生年月日の四情報、住民票コード及び付随情報のみであり、さまざまな個人情報を一元的に収集管理することを認めない仕組みとなっております。したがって、国民に付した番号のもとに**国があらゆる個人情報を一元的に収集管理するという国民総背番号制とは異なる**ものと考えております。」　（住基ネット新設の住基法改正を審議した1999年6月10日第145国会衆議院地行委 小渕首相答弁）
※当時は住基ネット全国センターは財団法人地方自治情報センター（J-LISの前身）に

# 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用

・住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要17業務(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁策定の基本方針と調整の下、関係府省において作成。各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が利用

・標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を2021年通常国会に提出。国は移行経費等を支援

・制度改正に係るシステム改修に要する費用を大幅に削減

*システムを同じにして情報共有を容易にするネライ*

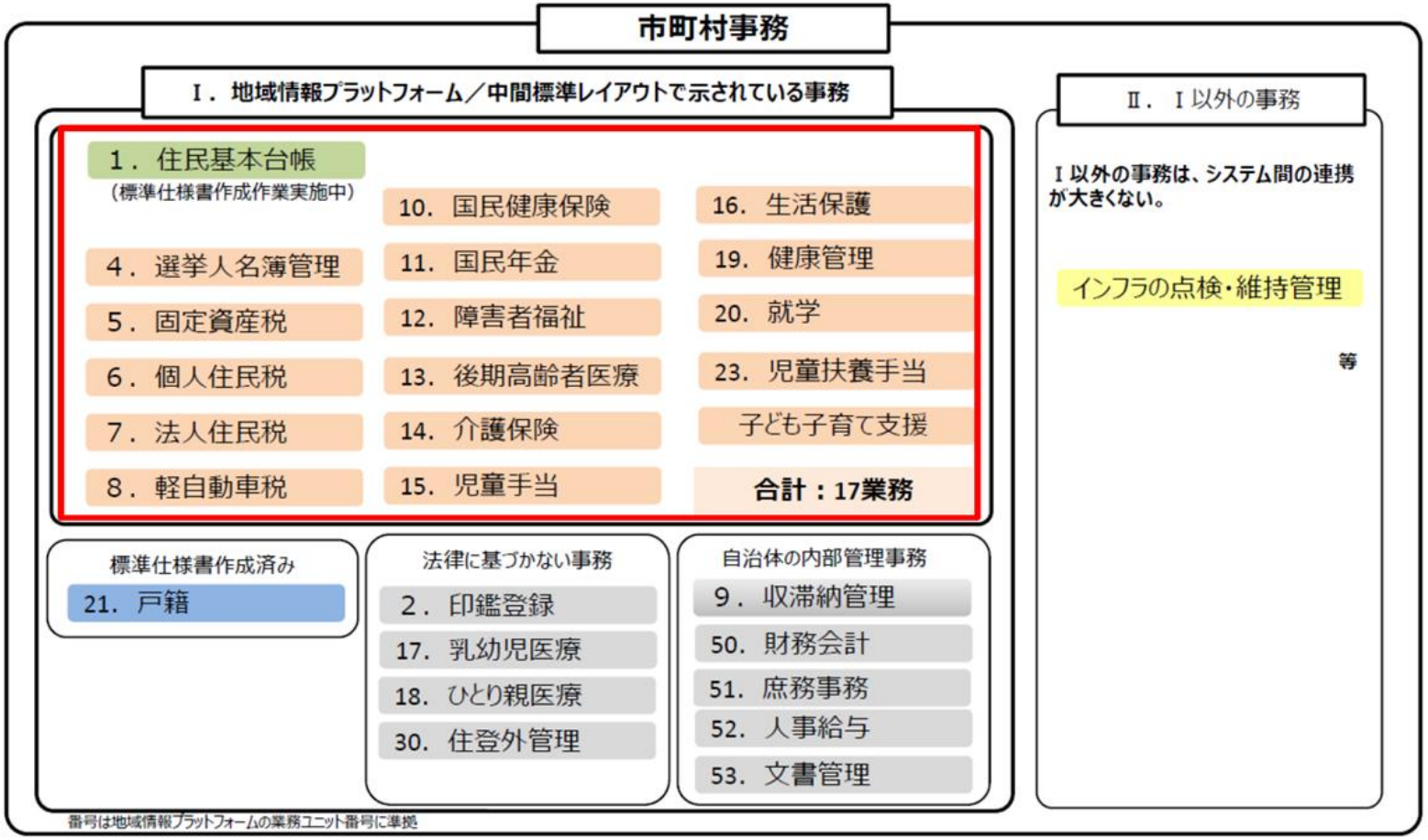


自治体業務システムの標準化・共通化(IT総合戦略本部デジタル・ガバメント分科会第11回資料3 2020.3.17)

# 自治体クラウドで発生した事故事例

## ポイント③：昨今の重大インシデントを踏まえた対策強化

### （2）「Jip-Base」で発生した障害を踏まえた再発防止策

#### 発生した事案

✓ 昨年12月4日、**日本電子計算株式会社が提供する地方公共団体向けクラウドサービス「Jip-Base」**に障害が発生し、**全国53団体453システム**に影響を与え、**その一部については、要介護認定、各種証明書の発行、ホームページの閲覧等に長期間の支障が発生**

✓ 障害原因は、①不具合の発生したストレージを利用していたシステムが利用不可になったこと、②一部データにアクセスできない状態が生じたこと、③一部のバックアップデータの取得不備

✓ **地方公共団体側の課題**として、**重要なシステムが重要度の低いシステムと同じサービスレベルで構築**されていること、**契約書に必要な事項が記載されていないこと**等について有識者から指摘

#### 再発防止策の概要

① **地方公共団体への助言**

✓ 地方公共団体に対し、**システムに求められるサービスレベルを十分に検討の上**、バックアップを含め、**必要なサービスレベルを保証させる契約締結の実施等を助言**

② **クラウドサービス事業者への対応**

✓ 地方公共団体を対象にクラウドサービスを展開する主な事業者に対し、自治体と同様の要請

**①②を通じて、必要なサービスレベルについて、地方公共団体及びクラウドサービス事業者間の共通認識を醸成し、その内容を盛り込んだ契約の締結を促進**

※ 今後、地方公共団体がクラウドサービスを安全に利用するための留意事項を整理し、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定時に反映

【「自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイント」（2020年5月地方公共団体における情報セキュリ ティポリシーに関するガイドランの改定等に係る検討会）】

# 預貯金口座へのマイナンバー付番の拡大

## ①マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設

- 突発的な給付金事務においてマイナンバーを利用できるようにする仕組みと、マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設に向け、2021年通常国会に法律案を提出。可能な限り2022年度中の運用開始
- 口座の利用先について、児童手当や生活保護など、広く公金・還付金を利用の対象とする。
- 口座の登録について、マイナポータルからの登録及び金融機関の窓口からの登録ができるようにするほか、行政機関等に対する申請の際に、本人同意の下、同時に登録もできるようにする

## ②預貯金付番を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む）の創設

- 新規口座開設時などに、金融機関が国民に対し、マイナンバーの告知を求めることを、法律上の義務として定める
- 預金保険機構をハブとし、各金融機関とをオンラインでつなぐ仕組みを構築することにより、告知を受けた金融機関のみならず、各金融機関の口座への付番を、本人同意の下、可能にする
- マイナポータルからオンラインで、付番を申し込めるようにする
- 相続人の求めに応じ、あらかじめ被相続人がマイナンバーを付番しておいた口座を、預金保険機構が金融機関に照会して探し出し、発見された口座をマイナポータルを通じて相続人にお示しするサービスを創設
- 災害時のサービスとして、キャッシュカード等が失われてしまっていても、被災者の求めに応じて預金保険機構が金融機関に照会し、マイナンバーが付番された口座の所在を確認して、引き出しにつなげることができるサービスを創設
- 付番の状況を見つつ、更なる検討を行う

# 国家資格関係事務のマイナンバー管理と情報連携の拡大

## 国家資格等管理システム（仮称）の基本イメージ（案）について

### 実現イメージ

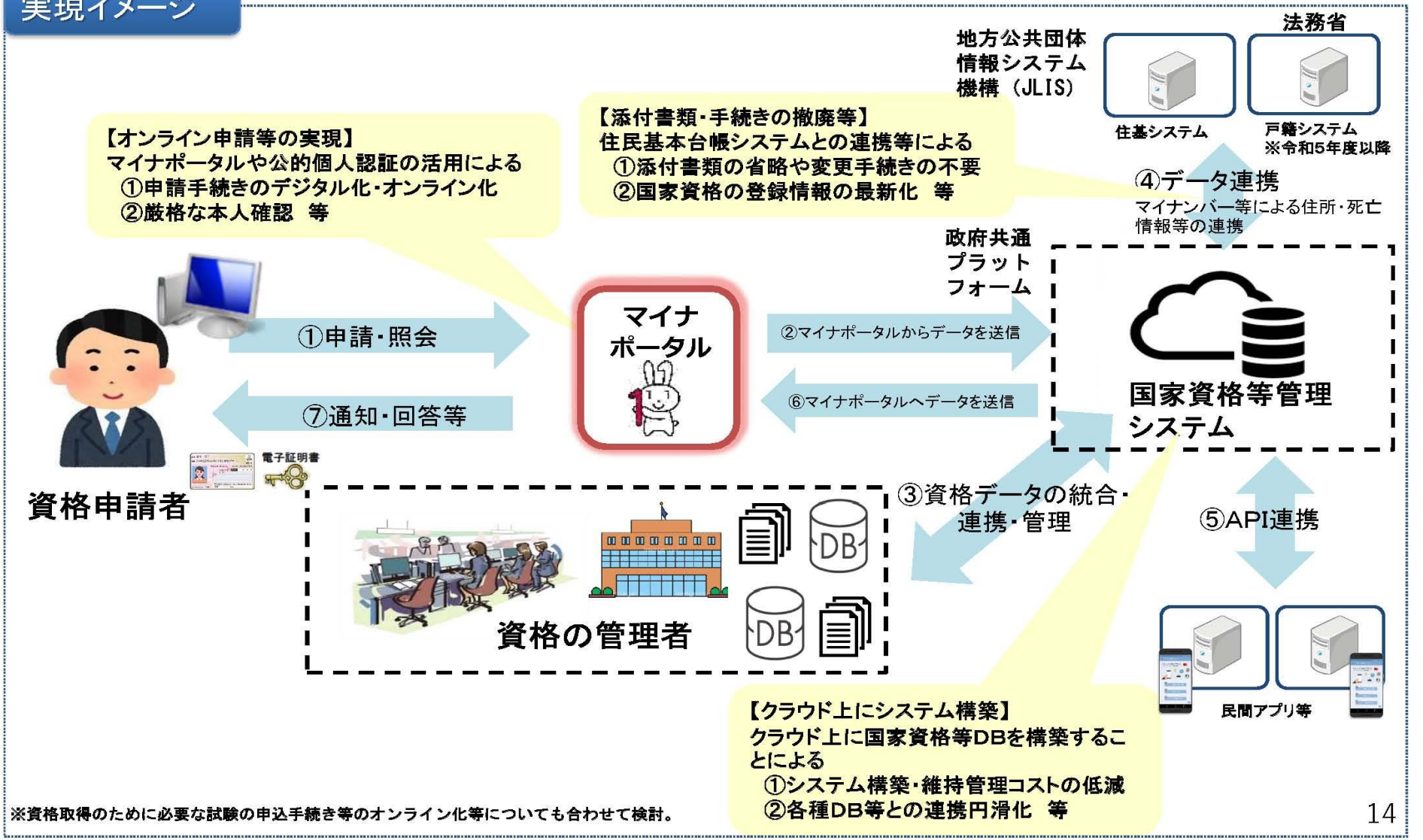


※資格取得のために必要な試験の申込手続き等のオンライン化等についても合わせて検討。



【社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会　報告書概要資料　2021年1月8日】

# 情報提供ネットワークシステムの再構築

●社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討・実施

●行政事務全般（治安、外交等を除く）における**機関別符号のみを利用した情報連携**の検討・実施

●情報提供ネットワークシステムのアーキテクチャーの抜本的見直し

●照会がなくてもプッシュ型の情報提供

・2021年度に検討し、国民の理解の得られたものについて、2022年の通常国会に法案提出

※マイナンバー法は、3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携や、マイナンバーを利用せず機関別符号のみを利用した情報連携を行う可能性を想定（第3条基本理念第4項）

情報照会・提供機関Bは⇒マイナンバーを利用せず

**個人情報保護に配慮したために使いにくいと政府はみている**

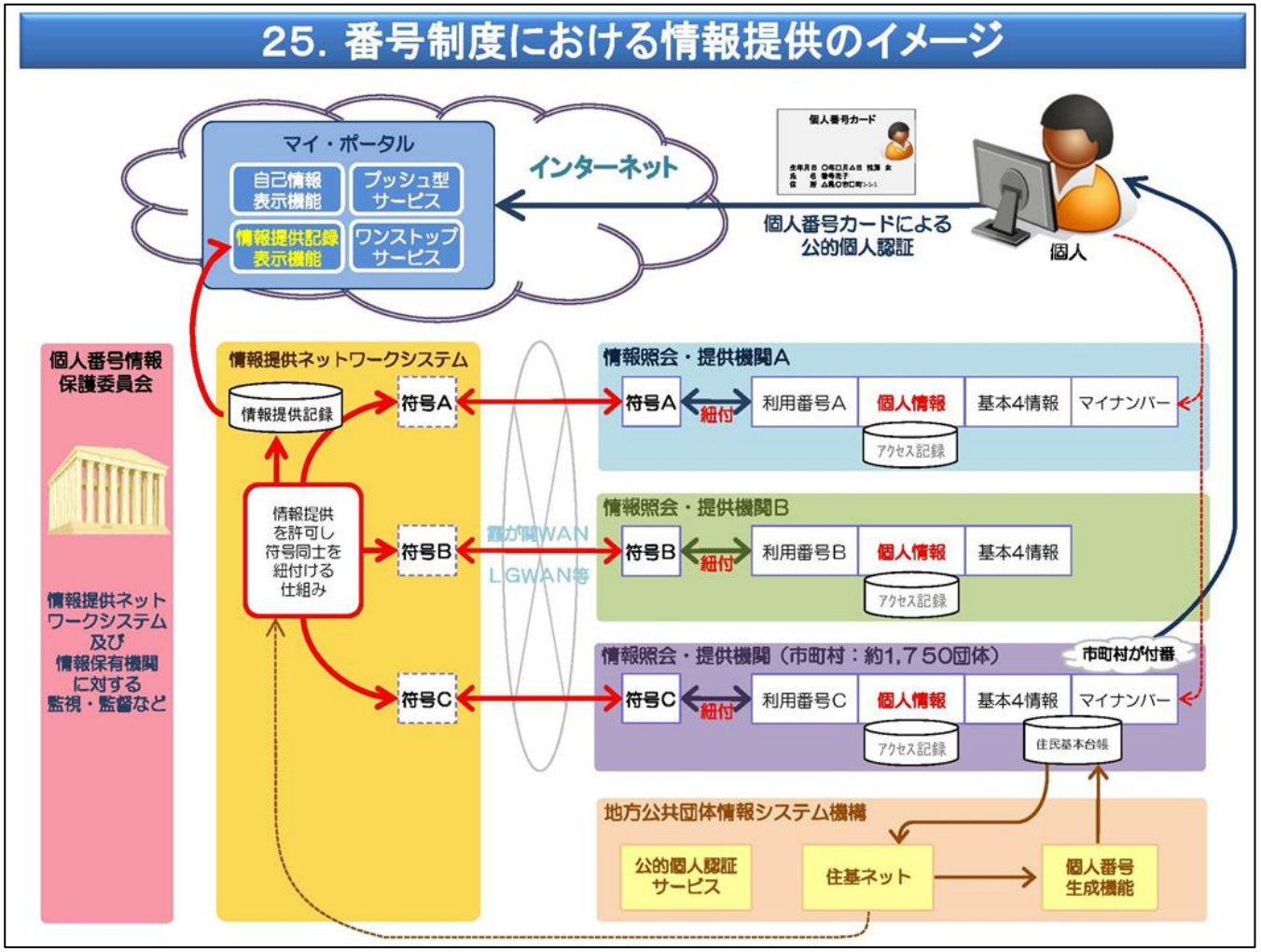


マイナンバー法案説明資料（2012年6月内閣官房社会保障改革担当室）

# 個人情報保護の仕組みを情報提供の仕組みとして利用

・行政機関のみならず民間事業者の様々なWebサイト等は、APIを利用してマイナポータルと連携することで、様々な情報の取得や提出等を、オンラインで容易かつ確実に行うことが可能

・マイナポータルは、デジタル政府・デジタル社会において、個人、官、民をつなぐ「情報ハブ」として、極めて重要な役割を果たす　　（API（Application Programming Interface）＝外部システムと連携する仕組み）

マイナンバー概要資料
2020年5月版
（内閣府・
内閣官房）

## マイナポータル「自己情報取得API」の提供開始について

○ マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。その一つに、「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」がある。

○ 今般、国民が負担なく、自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう、機能を拡充し、「自己情報取得API」として、提供。

○ 民間事業者や国・地方公共団体など、様々なWebサービス提供者は、このAPIを活用しマイナポータルと連携することにより、自らのWebサービス利用者の自己情報を、利用者に負担をかけることなく取得することが可能となる。

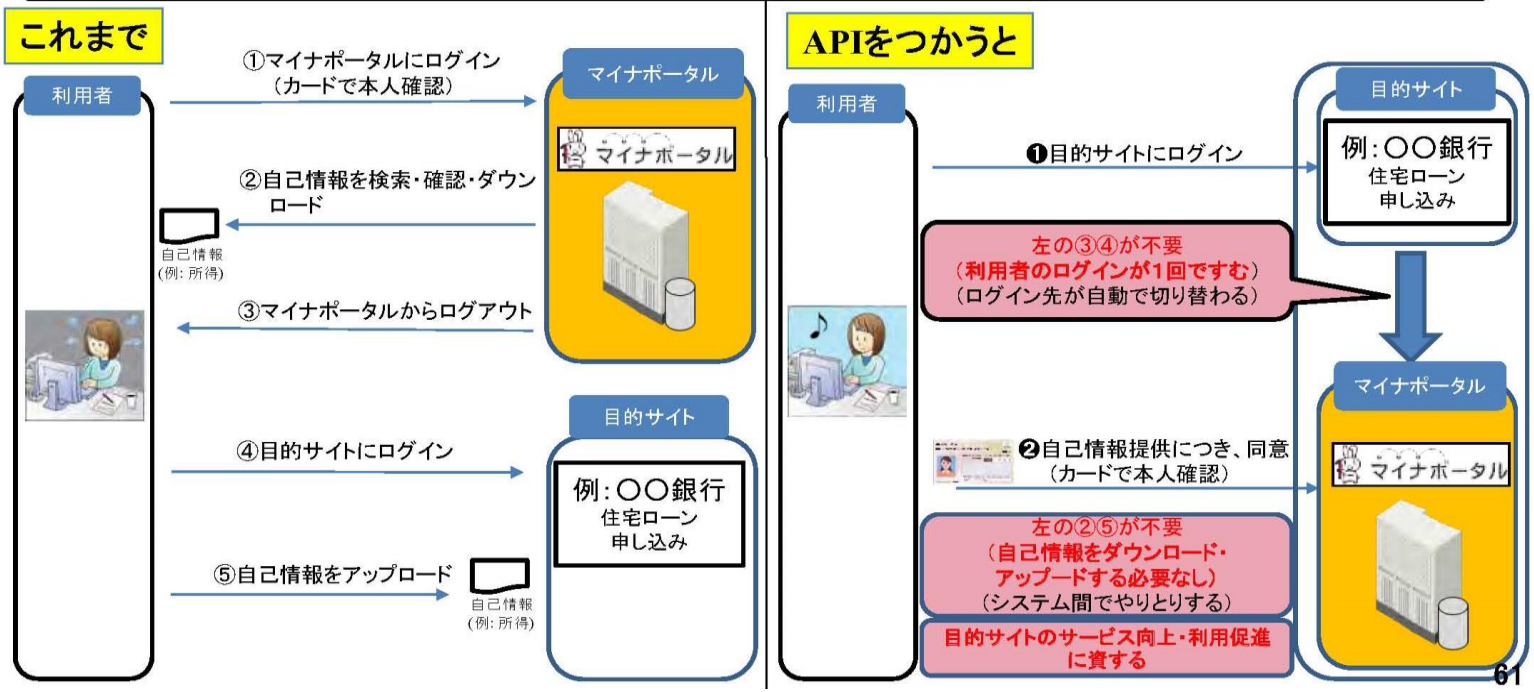


*本来個人情報保護のためのマイナポータルを、情報提供のために利用。*

*APIの利用が、再構築全体の一つの要。*

# マイナンバーカードの（電子証明書の）利用拡大

①運転免許証のデジタル化

②在留カードとマイナンバーカードとの一体化

③その他の国家資格証のデジタル化（クラウド共通基盤の実現）

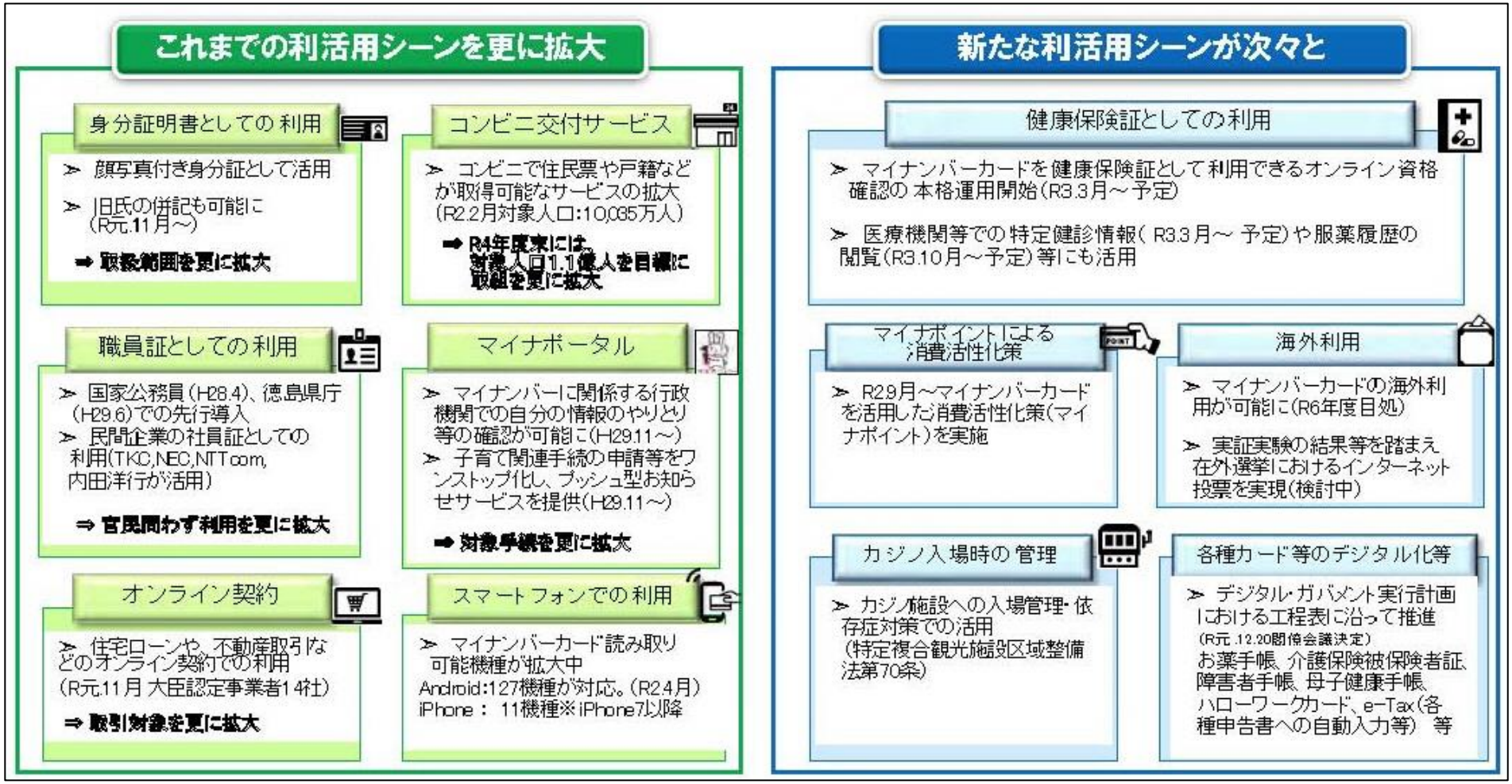


【マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料2020年5月版より】

# マイナンバーカード機能のスマホ搭載＝カード所持が必要

・現在＝スマートフォンをカードリーダーとして、毎回スマホにマイナンバーカードをかざして電子申請

・目指す姿＝スマホに電子証明書を搭載し、スマホ一つでオンライン手続きを実現

移動端末設備用の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（「移動端末設備用電子証明書」という。）を創設

マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する検討会（総務省）
第1回2020年11月10日
第2回2020年12月4日

最初にスマホにマイナンバーカードをかざして、署名用電子証明書のパスワードを入力して、初期設定することが必要
↓
その後はカードを持ち歩く必要がない（スマホを落としたら成りすまされる!!）

※FeliCa-SEチップ搭載のAndroidスマホが対象。2022年度に搭載目指す

※次期通常国会で公的個人認証法改正を予定

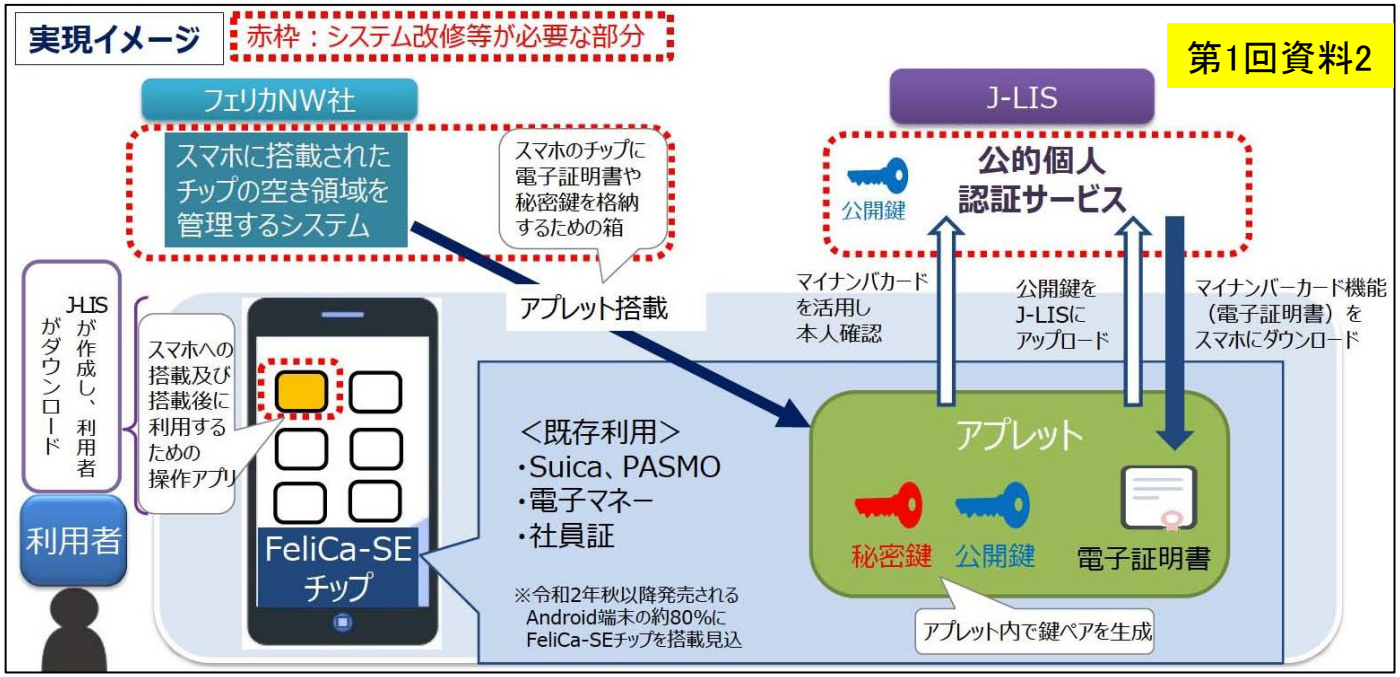


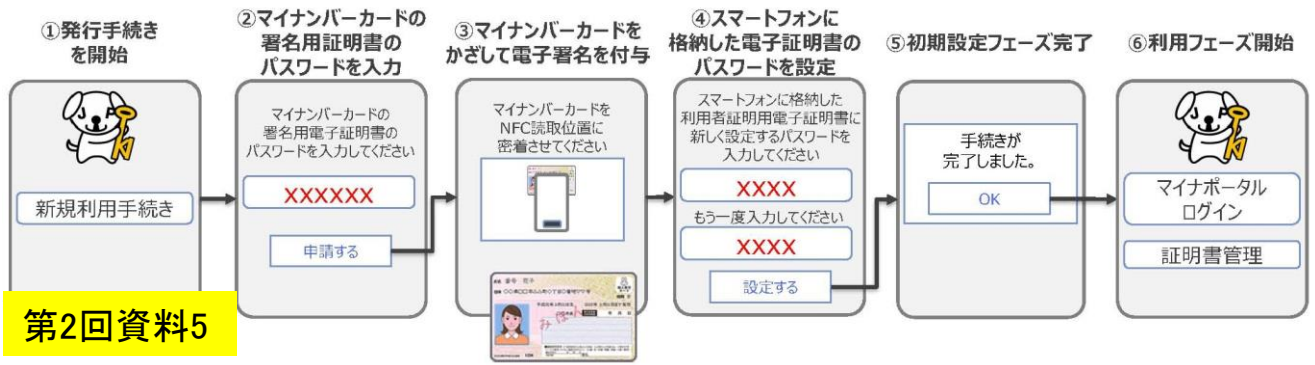

# 郵便局等での電子証明書の発行・更新

現状カードの発行・更新等は、セキュリティの確保や厳格な本人確認の必要性から、市区町村の窓口で市区町村職員が行うこととしている

①郵便局における電子証明書の発行・更新等の可能化
住所地市区町村から委託を受けた郵便局で、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を可能にする。改正法案を2021年通常国会に提出

②郵便局、金融機関、病院、学校、運転免許センター、携帯会社における出張申請受付等の実施拡充

③コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

④出張申請受付や申請サポートを実施する際の効果的な集客

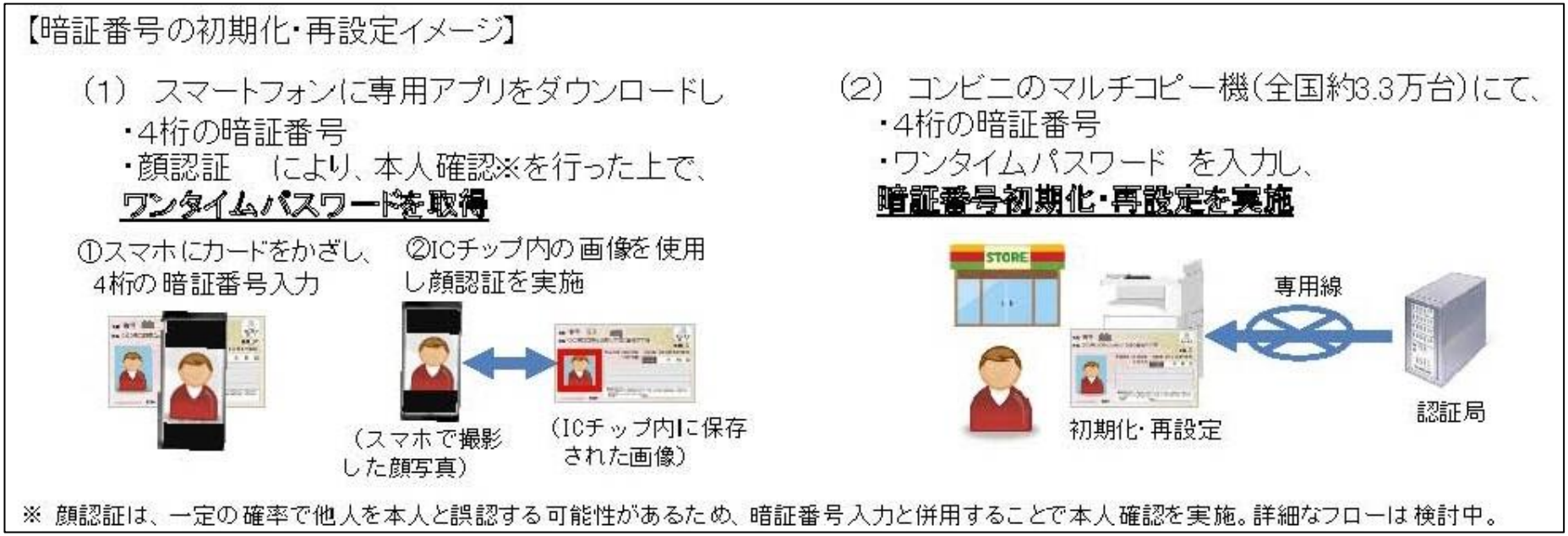


【マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG 第4回2020年11月10日 資料2総務省説明資料】

# どういう仕組みを目指しているか

## 情報連携基盤(「公共サービスメッシュ」)の構築

行政機関間における情報連携の徹底。そのためデータの照会・提供だけでなく、プッシュ通知、更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築

「報告」末尾の
有識者提出資料

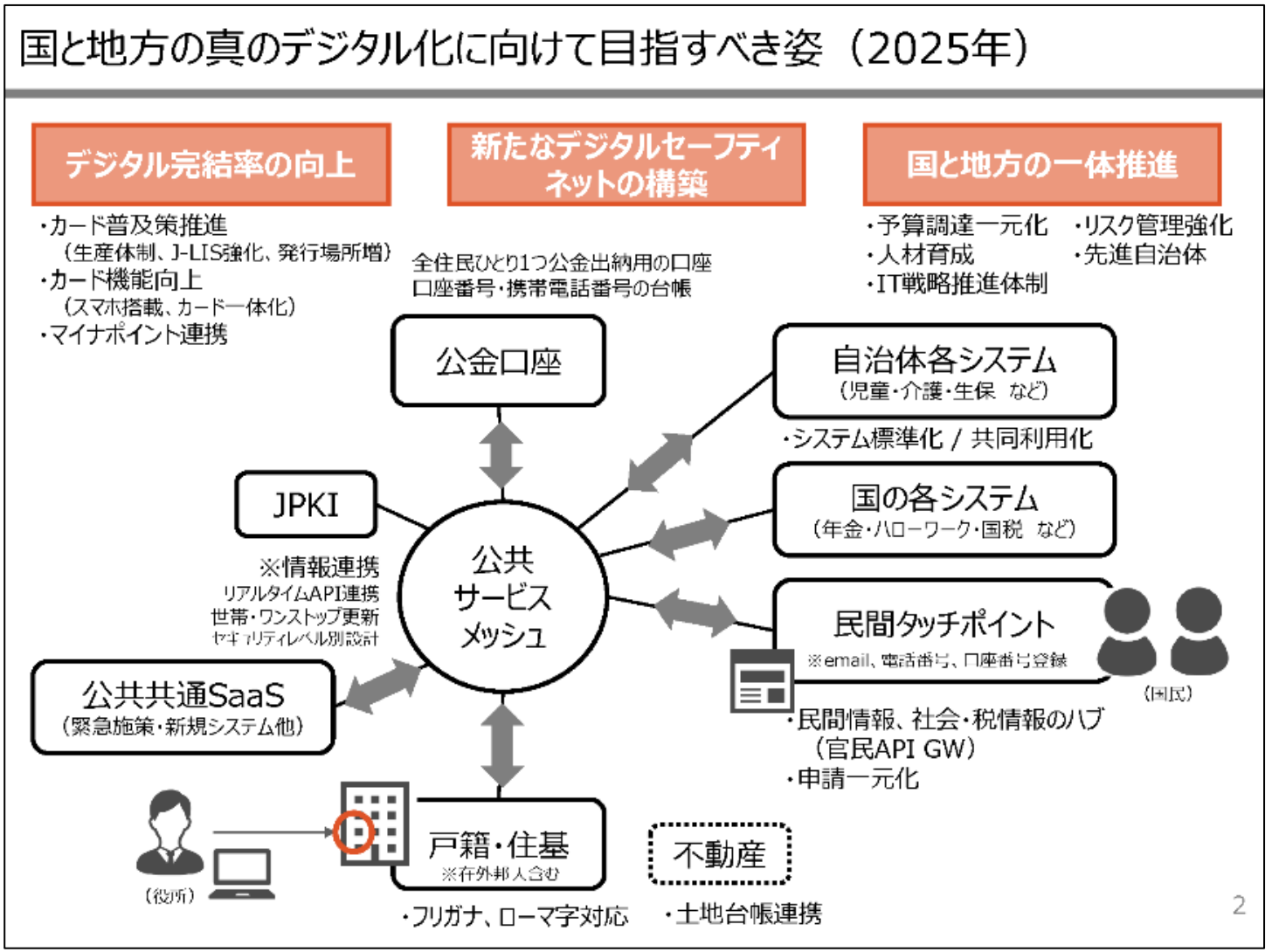

# 自民党政権での拡大・変質の特徴

## ◆民主党政権下で作られたマイナンバー制度の特徴

・仕組み（付番＋情報連携＋本人確認）＋個人情報保護（マイナポータル＋個人情報保護委員会）

・利用範囲の法定……利用事務は番号法別表第一、情報連携事務は番号法別表第二に限定列挙

・行政内部での情報共有を重視……給付付き税額控除、総合合算制度など

・主目的は「真に手を差し伸べるべき者」へのきめ細やかで的確な社会保障

「従来、番号制度は、ともすれば高額所得者に対する所得の捕捉といった観点から議論されることが多かったが、今回導入する番号制度は、主として給付のための「番号」として制度設計する」（「社会保障・税番号大綱」5頁）

## ◆自民党政権下で本格的にマイナンバー制度の再構築をしようとしている

・マイナンバーカードの普及・所持と利活用を重視（⇒2023年3月までに全住民に所持を目指す）

・法令で利用が限定されないマイナンバーカード搭載の電子証明書シリアル番号を、マイナンバーの代わりに個人識別IDとして利用し、官民のIDとのひも付ける「脱法マイナンバー」的利用拡大を重視

・電子証明書シリアル番号とマイナポータルのAPIによる民間利用拡大・個人情報利活用を目指す

※API＝Application Programming Interface　アプリを外部結合する仕組み

マイナポータルを個人情報保護の仕組みから個人情報の提供（情報ハブ）の仕組みへ

・自助努力と収入と資産に応じた社会保障

・電子証明書シリアル番号利用の保護措置は未整備

「公的個人認証サービスの電子証明書のシリアル番号について、住民票コードと同様の告知要求制限を設けることとし、当該シリアル番号の告知要求制限の具体的な方法その他の保護措置についても引き続き検討していく」　（「社会保障・税番号大綱」47頁）